

W T O 農 業 交 渉 に 関 す る 米 国 E U 合 意 に 対 する 亀 井 農 林 水 産 大 臣 の 見 解

平成 1 5 年 8 月 1 4 日

農 林 水 産 省

- 1 13日、米国・EUが合意し配布したWTO農業交渉合意案については、その内容を入手し、現在、精査を行っているところである。今回の合意に向けた両国の協議には、我が国も米国やEUへの働きかけを通じて参画したところであり、その過程でのラミー・フィシュラー両委員などの御努力に敬意を表する次第である。
- 2 本合意案は、全体として「枠組み」のみで構成されており、具体的な削減率などの「数字」については今後の検討にゆだねられているが、各国のセンシティブ品目への配慮や国内支持の基本的な枠組みの維持など、我が国が主張している「柔軟性」や「継続性」の確保に一定の配慮がなされたものと考えている。
- 3 一方、関税削減方式のうち、一定の柔軟性はみられるものの上限関税を設定していること、センシティブ品目グループにおける市場アクセスの改善に関税割当の拡大を含めていること等は、我が国農業の現実からみて問題があると考えている。今後とも、我が国の立場が交渉結果に反映されるよう、強く主張していく。
- 4 当面は、カンクン閣僚会議における合意案をまとめるための議論が行われることとなるが、いずれにしても、我が国としては、我が国提案の基本的考え方である「多様な農業の共存」が可能となるような貿易ルールを目指し、途上国など諸外国の動向を十分考慮するとともにフレンズ国などと緊密な連携をとりながら、我が国の主張が反映されるよう全力を尽くしていく考えである。